

平成 25 年 5 月 27 日

各 位

上場会社名	中国工業株式会社
代 表 者	代表取締役社長 野村 實 也
(コード番号	5 9 7 4)
問合せ先責任者	経営管理部長 小 田 和 守
(TEL	0823-72-1322)

単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更ならびに 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 25 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 63 回定時株主総会に下記のとおり株式併合および定款一部変更(単元株式数、発行可能株式総数)について、付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更の目的

全国証券取引所はすべての上場内国株券の売買単位を 100 株に統一することを目標として「売買単位の集約に向けた行動計画」を平成 19 年 11 月 27 日に発表しています。上場企業である当社は、かかる趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現行の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

また、東京証券取引所が市場の流動性向上や投資家の参入しやすいレベルとして望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)にすることを目的に、普通株式の併合 (10 株を 1 株に併合) を実施することといたしました。

なお、発行可能株式総数も株式併合を受け、10 分の 1 へ変更するものであります。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

なお、単元未満株式を保有される株主の皆様は、単元未満株式の買取りまたは買増しの手続をすることができます。

(2) 単元株式数変更の条件

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 63 回定時株主総会において、株式併合に関する議案、本単元株式数の変更や発行可能株式総数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 株式併合

(1) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合方法

平成 25 年 10 月 1 日 (火) をもって、平成 25 年 9 月 30 日 (月) を基準日とする株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

発行済株式総数(平成25年3月31日現在)	34,200,000株
併合により減少する株式数	30,780,000株
併合後の発行済株式総数	3,420,000株

(注)「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④ 併合の影響

株式併合により発行済株式総数は 10 分の 1 に減少しますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となります。

また、株式併合と同時に、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにより株式の売買単位も 10 分の 1 の 100 株となりますので、今回の株式併合の前後で、株式を売買する機会や株主の皆様議決権などに変動は生じません。

⑤ 併合の条件

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 63 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案、単元株式数の変更や発行可能株式総数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

(2) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条、第 235 条に基づき、一括して売却処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合により減少する株主数

当社株式を 10 株未満のみをご所有している株主様につきましては、株式併合により株式の保有機会が失われることとなります。平成 25 年 3 月末日現在の対象株主様の数は 138 名(株主総数 4,958 名に対する割合は 2.78%)で、その保有株式数は 570 株(発行済株式総数 34,200,000 株に対する割合は 0.00%)であります。

(当社の株主構成)

(平成25年3月31日現在)

総株主数および発行済株式総数	株主数 (割合)	発行済株式数 (割合)
総株主	4,958名 (100.0%)	34,200,000 (100.0%)
10株未満(1～9株) ご所有株主	436名 (8.8%)	2,000 (0.0%)
10株以上ご所有株主	4,522名 (91.2%)	34,198,000 (100.0%)

(注) 10 株未満保有株主(436 名)のうち、10 株未満のみをご所有している株主は 138 名(570 株)です。

4. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数変更の内容

発行可能株式総数を 80,000,000 株から 8,000,000 株に変更いたします。

(2) 発行可能株式総数変更の条件

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 63 回定時株主総会において、株式併合に関する議案、単元株式数の変更や本発行可能株式総数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

5. 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更の日程

平成 25 年 5 月 27 日 (月)	取締役会決議日
平成 25 年 6 月 27 日 (木)	株主総会決議日 (予定)
平成 25 年 9 月 17 日 (火)	株式併合公告日 (予定)
平成 25 年 9 月 30 日 (月)	株式併合基準日 (予定)
平成 25 年 10 月 1 日 (火)	株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 25 年 10 月 1 日 (火)ですが、株式売買後の振替手続の関係で、実務上、次のように取り扱われますのでご注意ください。

平成 25 年 9 月 25 日 (水)	現在の単元株式数(1,000 株)での売買の最終日。
平成 25 年 9 月 26 日 (木)	東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 25 年 10 月 1 日 (火)	株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更の効力発生日。

6. 定款一部変更の内容

(1) 定款一部変更の目的

単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更が平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 63 回定時株主総会において、承認可決され効力発生することを条件に、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更し、発行可能株式総数を 80,000,000 株から 8,000,000 株に減少させるとともに、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更し、単元株式数を 1,000 株から 100 株にするものであります。

なお、この変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって生ずる旨の附則を設け、本附則は、当該株式併合の効力発生日の翌日をもって削除するものといたします。

(2) 定款一部変更の内容

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は <u>8,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は <u>800 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第 6 条および第 8 条の変更は、当社第 63 回定時株主総会の第 1 号議案にかかる株式併合の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日に効力が発生するものとする。本附則は当該変更の効力発生日の翌日をもって削除する。</u>

(下線は変更部分を示します。)

以 上